

○新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程

昭和60年3月31日

水道局管理規程第2号

改正 平成8年3月25日水管規程第1号

平成12年10月31日水管規程第6号

平成15年3月28日水管規程第1号

平成24年12月4日水管規程第9号

平成26年3月1日水管規程第1号

(この規程の目的)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号)その他の法令並びに新潟市給水条例(昭和33年条例第32号。以下「条例」という。)及び新潟市給水条例施行規程(昭和33年水道局管理規程第6号。以下「施行規程」という。)に定めのあるもののほか、共同住宅における水道料金の算定の方法並びに受水槽又は高置タンク(以下「受水槽等」という。)を設置する共同住宅における各戸毎の水道メーターの検針(以下「各戸検針」という。)及び各戸毎の水道料金の徴収(以下「各戸徴収」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平8水管規程1・平26水管規程1・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水設備 3階建以上の建築物内に配水管から分岐された給水管に直結された受水槽等以下から分岐された給水管、止水栓、水道メーター(以下「各戸メーター」という。)及び給水栓等をもつて構造された設備
- (2) 専用住居 独立して継続的に生活を営むことができるよう壁等で区画され、浴室(シャワー室を含む。)、便所及び台所が備わった住居
- (3) 共同住宅 2戸以上の専用住居を含む建築物
- (4) 第1種共同住宅 1個の水道メーターにより専用住居部分の使用水量を計量する共同住宅で新潟市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認定したもの
- (5) 第2種共同住宅 各戸毎に給水設備を有し、各戸検針及び各戸徴収の対象となる共同住宅で管理者が認定したもの

(平8水管規程1・平12水管規程6・平15水管規程1・平26水管規程1・一部改正)

(認定要件)

第3条 第1種共同住宅及び第2種共同住宅の認定要件は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	認定要件
第1種 共同 住宅	(1) 1戸以上の専用住居において、現に生活が営まれていること(入居の予定が明らかである場合を含む。) (2) 共同住宅に専用住居と事務所及び店舗等が混在する場合は、専用住居部分の使用水量を計量する水道メーターとは別に、事務所及び店舗等の使用水量を計量する水道メーターが設置されていること。
第2種 共同 住宅	(1) 1戸以上の専用住居において、現に生活が営まれていること(入居の予定が明らかである場合を含む。) (2) 共同住宅に専用住居と事務所及び店舗等が混在する場合は、専用住居の各戸メーターの個数が、全ての各戸メーターの個数の4分の3以上であること。 (3) 各戸メーターが、管理者が別に定める受水槽以下の共同住宅における水道メーターの設置要綱(以下「設置要綱」という。)に基づく審査に合格したものであること。 (4) 給水設備の施設管理及び各戸メーターの維持管理の責任者が明確であること。 (5) 建築物への入館に際しては、常にメーター点検等の業務(以下「業務」という。)に支障をきたさない状態であること。

(平8水管規程1・平24水管規程9・平26水管規程1・一部改正)

(総代人)

第4条 次条に規定する認定の申請をするときは、当該共同住宅の所有者は、入居者の中から総代人を選定し、当該共同住宅の入居者名簿を付して管理者に届出なければならない。ただし、当該共同住宅の入居者以外の者であつても、管理者が特に認め、その者が市内に居住する場合は、これを総代人として届出ることができる。

2 前項で届出のあつた総代人はこの規程を遵守し、管理者の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(平8水管規程1・平26水管規程1・一部改正)

(認定の申請)

第5条 第1種共同住宅又は第2種共同住宅の認定を受けようとするときは、管理者が別に定めた書類により共同住宅の総代人又は所有者が管理者に申請しなければならない。

(平26水管規程1・一部改正)

(審査)

第6条 前条の規定による申請のうち第2種共同住宅の認定の申請をするときは、所有者又は総代人は、事前に設置要綱に基づく審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平8水管規程1・平24水管規程9・平26水管規程1・一部改正)

(認定又は契約)

第7条 管理者は、第5条に規定する申請が、第3条の認定要件を充足している場合は、第1種共同住宅又は第2種共同住宅として認定する。

2 前項により第2種共同住宅と認定された場合は、管理者は所有者及び総代人と各戸検針及び各戸徴収の契約を締結するものとする。

3 前項の規定により各戸検針及び各戸徴収の契約を締結した所有者又は総代人に変更が生じたときは、管理者は新たな所有者及び総代人と契約を締結するものとする。

(平8水管規程1・一部改正)

(各戸メーターの設置)

第8条 各戸メーターは、共同住宅の所有者が設置しなければならない。

2 各戸メーターの故障及び検定満期等に係る取替え並びに各戸メーター周辺設備の維持管理は、管理者の指示に従い、所有者が速やかに実施しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、設置要綱に基づき管理者に寄附された各戸メーターの故障及び検定満期に係る取替えは、管理者が行うものとする。ただし、この場合の各戸メーターは、所有者又は使用者が保管し、責任をもつて管理しなければならない。

(平8水管規程1・平26水管規程1・一部改正)

(各戸メーターの計量)

第9条 第2種共同住宅における各戸の使用水量は、各戸メーターをもつて計量する。

(平8水管規程1・一部改正)

(届出)

第10条 所有者、総代人又は第2種共同住宅の各戸の使用人は、次の各号の一に該当するときは、管理者に届出なければならない。

(1) 第1種共同住宅の入居者の異動により入居申請戸数(入居者が共同で使用する給水栓等は含まない。以下同じ。)に変更が生じたとき。

(2) 第2種共同住宅の各戸の使用の開始、中止をしようとするとき又は名義変更があつたとき。

- (3) 第2種共同住宅において受水槽等の洗浄作業及び私設消火栓の演習を行うとき。
- (4) 給水設備を変更しようとするとき。
- (5) 総代人に変更があつたとき。
- (6) 給水装置の所有者又はその代理人に変更があつたとき。
- (7) 第1種共同住宅又は第2種共同住宅を廃止しようとするとき。
- (8) その他管理者が必要と認めるもの

(平8水管規程1・平26水管規程1・一部改正)

(第1種共同住宅の料金の額)

第11条 第1種共同住宅の料金の額及び算定は、条例第26条第1項及び第2項を準用する。この場合、専用住居の各戸にそれぞれ口径13ミリメートルの水道メーターが設置されているものとみなす。

- 2 基本料金は、当該基本料金に専用住居の入居申請戸数を乗じて得た額とする。
- 3 従量料金は、条例第26条第1項の表の各々の従量料金欄の区分による水量に専用住居の入居申請戸数を乗じて得た水量で、それぞれの欄ごとに料金を算定して得た金額の合計とする。

(平8水管規程1・平24水管規程9・平26水管規程1・一部改正)

(第2種共同住宅の料金の額)

第12条 第2種共同住宅の料金の額及び算定は、条例第26条第1項及び第2項を準用する。この場合、専用住居の各戸メーターの口径は、設置されている口径にかかわらず、13ミリメートルとみなして算定する。

- 2 水道メーターの使用水量と各戸メーターの使用水量の総和との水量差は、原則として料金算定及び徴収は行わない。ただし、その原因が所有者又は使用者の責に帰するものについては、この限りでない。この場合においては、水量差分を口径13ミリメートルの各戸メーターが1個増加したものとみなし料金を算定する。
- 3 受水槽等の洗浄に係る使用水量の料金は、口径13ミリメートルの各戸メーターで計量したものとみなし算定する。この場合における基本料金は1月を30日とした1日分(基本料金の額に30分の1を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。))とし、使用水量は受水槽等の有効容量の総和とする。
- 4 私設消火栓の演習に係る料金は、条例第26条第1項及び第2項を準用する。

(平8水管規程1・平24水管規程9・平26水管規程1・一部改正)

(料金の徴収)

第13条 第11条及び前条第2項から第4項までの規定により算定した料金は、総代人から徴収し、各使用者が連帯責任を負うものとする。

2 前条第1項の規定により算定した料金は、各戸の使用者から徴収する。

(平8水管規程1・一部改正)

(調査及び報告等)

第14条 管理者は共同住宅の水道料金の算定のため必要があると認めたときは、所有者又は総代人に業務に支障のある箇所又は漏水等の調査をさせることができる。

2 管理者は前項の結果について所有者又は総代人に報告を求めることができ、改善すべき点があれば必要な措置を命ずることができる。

3 前2項の規定に係る費用はすべて所有者又は総代人の負担とする。

(平8水管規程1・全改)

(認定の取消し等)

第15条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、第7条の規定に基づく認定を取り消し、契約を解除することができる。この場合、損失が生じても管理者はその責を負わない。

(1) 認定要件に適合しなくなつたとき。

(2) 第10条第7号による届出があつたとき。

(3) 所有者、総代人又は使用者がこの規程及び契約に違反し、勧告してもなおこれを改めないとき。

(平8水管規程1・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

(新潟市給水条例施行規程の一部改正)

2 新潟市給水条例施行規程(昭和33年水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(黒埼町の編入に伴う特例)

3 黒埼町の編入の日前に黒埼町ガス水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程(平成8年黒埼町規程第11号。以下「黒埼町規程」という。)第7条の規定により認定を受け契約を締結した第2種共同住宅は、この規程第7条の規定により認定を受け契約を締結したものとみなす。

(平12水管規程6・追加)

- 4 黒埼町の編入の際、現に黒埼町規程第5条及び第6条の規定によりなされている認定の申請及び事前審査に係る認定及び審査の基準については黒埼町規程の例による。

(平12水管規程6・追加)

附 則(平成8年水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に改正前の新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程第7条の規定により、認定を受けた第1種共同住宅及び認定を受け契約を締結した第2種共同住宅は、それぞれ改正後の第7条の規定により認定を受け、又は認定を受け契約を締結したものとみなす。

附 則(平成12年水管規程第6号)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成15年水管規程第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成24年水管規程第9号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定(「準備料金」を「基本料金」に改める部分を除く。)は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程第7条の規定により認定を受けた第1種共同住宅及び認定を受け契約を締結した第2種共同住宅は、それぞれ改正後の第7条の規定により認定を受け、又は認定を受け契約を締結したものとみなす。